○警察職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱の制定について(通達) (平成19年9月20日岡務第652号)

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

別添のとおり警察職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱を制定し、平成 19 年 12 月 1 日から施行することとしたので、その適切な運用に努められたい。

別添

警察職員に対する提言等への対応に関する取扱要綱

1 目的

この要綱は、警察行政の公正性、透明性を確保するため、岡山県警察職員(以下「職員」という。)が、その職務に関して、一定の公職にある者等から提言等を受けた場合の対応等について必要な事項を定めるものとする。

- 2 定義
 - (1) この要綱において一定の公職にある者等とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 国会議員
 - イ 地方公共団体の議会の議員
 - ウ 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
 - エ 過去アからウまでに規定する職にあった者
 - オ アからウまでに規定する職にある者の秘書、親族及び代理人
 - カ アからウまでに規定する職にある者を支援する政治団体の役員等
 - キ 業界団体等各種団体の役員等
 - ク 職員であった者
 - (2) この要綱において提言等とは、一定の公職にある者等からの口頭、電話等による、職務に関してなされた提言、要望、意見その他これらに類する行為をいう。ただし、 次に掲げるものを除く。
 - ア 公式又は公開の場で行われたもの
 - イ 照会又は資料請求
- 3 苦情又は警察安全相談との区分

提言等が苦情又は警察安全相談に該当すると認められるものについては、別に定めるところにより、適切に措置を講ずるものとする。

4 提言等への対応

- (1) 職員は、一定の公職にある者等と面談する場合には、原則として複数の職員で応対するものとする。
- (2) 職員は、提言等を受けた場合には、5に定める手続を行うものとする。

5 記録、報告等

- (1) 職員は、提言等を受けたときは、速やかに*対応記録表(様式)を作成し、所属長に報告するものとする。
- (2) 所属長は、職員から(1)の規定による報告を受けたときは、速やかに警察本部長に報告するものとし、提言等の内容が他の所属に関連があるときは、必要に応じて、当該対応記録表の写しを関係所属に送付するものとする。
- 6 文書の保存

対応記録表は、作成した所属において3年間保存するものとする。

7 その他

この要綱で定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。